

浄化槽の維持管理

十月は浄化槽強化月間

県では、十月一日の浄化槽の日を含む十月を「浄化槽強化月間」と定め、環境保全と公衆衛生の向上に努めます。

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水をきれいにします。適正な維持管理を行わないと浄化槽の機能低下や悪臭の発生などの原因となります。浄化槽の使用には、維持管理として次のことが法律で義務付けられています。

◆**法定検査** 毎年一回、法定検査を受ける必要があります。法定検査は、県知事が指定した検査機関のみが行うことができます▼**申込み**(社)愛知県浄化槽協会 ☎052・481・716

0

◆**保守点検** 定期的に保守点検を行わなければならない。保守点検は、浄化槽の装置が正しく働いているかを点検します。通常は年一回実施する清掃以外に汚泥の引き抜きが必要となるかの判断や、清掃時期の判定、消毒剤の補充などを行います。必要に応じて修理してください。保守点検は、県指定事業者のみが行うことができます。

◆**清掃** 毎年一回以上清掃が必要です。浄化槽の機能を最大限に発揮するため、槽内の汚泥などを取り除いてください。清掃は、町許可事業者のみが行うことができます▼**申込み** 豊衛工業(株) ☎28・0524

▼**問合せ** 住民課環境保全係 ☎28・0916

豊山自主パトロール隊

防犯功労賞 受賞

北名古屋市文化勤労会館で開催された平成30年度西枇杷島防犯協会連合会定例総会で、防犯功労者に対する表彰式が行われました。

本町からは、日頃から防犯パトロールなど地域安全活動を積極的に行っている豊山自主パトロール隊が防犯団体功労賞を受賞しました。



問合せ 防災安全課防災安全係 ☎28・0355

10/1~

ブロック塀撤去に補助

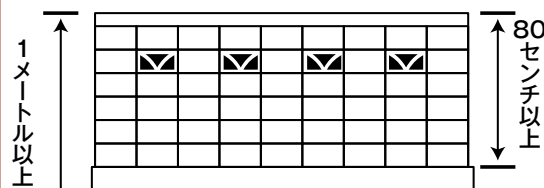
十月一日(月)から、道路や公共施設に面したブロック塀などをすべて撤去する際に補助金を交付します。地震によるブロック塀の倒壊を防ぐためのものです。

▼補助の対象となるブロック塀等

次の条件に全て該当するもの

- ・コンクリートブロック、レンガ、石材等を積み上げて造られた塀(門柱を含む)
- ・道路等からの高さが一メートル以上かつ組積造(積み上げて造られた部分)の高さが八十センチ以上のもの

○補助対象となるブロック塀(例)



▼**申込み・問合せ** 地域振興課地域振興係 ☎28・2463

補助金の額

原則

ブロック塀等の撤去に要した経費
or
撤去したブロック塀等の延長(メートル)×1万円

いずれか
少ない額の2分の1
(上限は10万円)

特例

(小学校の通学路に指定されている道路等に面するブロック塀)
ブロック塀等の撤去に要した経費
or
撤去したブロック塀等の延長(メートル)×1万円
※特例は、2022年3月31日までです。

いずれか
少ない額の4分の3
(上限は15万円)